



保護者のみなさま

# 令和8年度 就学援助制度のお知らせ

島本町教育委員会

教育委員会では、経済的な理由により、お子さんの就学にお困りの保護者の方を対象に、学用品等に係る費用の援助を行っています。援助を希望される方は、次の内容に従って申請してください。

## 【援助費の使用目的】

この援助費は、義務教育期の就学に要する保護者の負担の軽減のために支給するものですので、必ず該当の費用に充ててください。

## 1 援助の対象者

町内に住所を有し、令和8年4月1日に町立小学校・中学校または大阪府立中学校に在籍する児童・生徒の保護者または生活保護の適用を受けている方で、令和7年中の保護者の合計所得金額の総額が、裏面の認定基準を用いた計算式により算出された認定基準額以下に該当する方。

## 2 申請受付

### ◎受付期間 【期間厳守】

令和8年5月25日（月）～6月19日（金）まで

（右記QRコードから申請出来ます。）



※紙媒体での受付は行いません。

※ご自宅等でオンライン申請ができない方は、教育総務課窓口でオンライン申請を行っていただけます（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）。その場合も、受付期間は厳守です。

## 3 申請時に必要なもの【以下の書類は、それぞれ該当する場合のみ】

### ①令和8年1月1日に町内に住所を有していなかった方のみ

- ・令和8年度（令和7年分所得）課税証明書

※令和8年1月1日に住んでいた市町村で取得してください。

### ②令和8年度、生活保護世帯である（であった）方のみ

- ・受給証明書

※申請に基づき審査を行いますので、認否に係る事前のお問合せにはお答えできません。

**令和8年度（令和7年分）所得**が未申告の方（収入があった保護者はもちろん、専業主婦（夫）の方や収入が無い方でも0円であることを申告していただく必要があります。）は、認否の決定ができません。

該当する方については、あらかじめ**令和8年度（令和7年分）所得**を島本町役場2階税務課で申告のうえ、ご申請ください。

## 4 認定基準

**(①生活扶助基準額第1類+②生活扶助基準額第2類+③教育扶助基準額) × 1.3**

① 生活扶助基準額 第1類 (表1) ② 生活扶助基準額 第2類 (表2)

年齢区分	基準額	世帯人員	基準額	冬季加算額	計
0歳～2歳	228,240円	1人	474,240円	14,050円	488,290円
3歳～5歳	287,760円	2人	524,880円	18,200円	543,080円
6歳～11歳	372,000円	3人	581,880円	21,700円	603,580円
12歳～19歳	459,480円	4人	602,400円	24,600円	627,000円
20歳～40歳	439,800円	5人以上(1人増当たり加算額)	4,800円	900円	5,700円
41歳～59歳	416,880円	③ 教育扶助基準額 (表3)			
60歳～69歳	394,200円	小学校 1人	25,800円		
70歳以上	353,160円	中学校 1人	50,160円		

【認定基準額計算例】～父(40歳)、母(35歳)、中学生(14歳)、小学生(9歳)の4人世帯の場合～

- ① **生活扶助基準額 第1類 1,711,080円**  
 ≪内訳≫父 439,800円、母 439,800円、中学生 459,480円、小学生 372,000円
- ② **生活扶助基準額 第2類 627,000円**
- ③ **教育扶助基準額 75,960円**  
 ≪内訳≫中学生×1人 50,160円、小学生×1人 25,800円
- ④ **(①1,711,080円+②627,000円+③75,960円) × 1.3 = 3,138,252円**  
 ⇒保護者の前年の合計所得金額の総額が④の額以下であれば、認定となります。

注1) 昨年度認定を受けた方も新たに申請していただく必要があります。

注2) 対象の児童が里親制度に係る支弁の対象である場合などは除きます。

注3) 世帯状況や年齢などは、令和7年12月末日現在を基準とします。ただし、離婚などで申請時に世帯の状況が変わっている場合は、直近の状態で審査することがあります。

また、世帯人員の数は、保護者とその扶養家族(税法上の扶養家族)の合計数です。

注4) 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除を控除する前の金額のことで。

## 5 援助費の内容

費目	支給時期	支給額(年額)	対象学年
1 学用品費 通学用品費 校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	8月末日 1月末日 3月末日 (学期分ごと)	小学校1年生 13,230円 2～6年生 15,500円 中学校1年生 25,040円 2・3年生 27,310円	全学年 (通学用品費は、2年生以上のみ)
2 校外活動費 (宿泊を伴うもの)	8月末日 又は1月末日	保護者負担額(注7)	実施学年
3 中学校入学準備金	1月末日	81,000円	小学校6年生 (3月1日時点認定者)
4 修学旅行費	8月末日 又は1月末日	保護者負担額	小学校6年生 中学校3年生
5 卒業アルバム代	3月末日	保護者負担額(注7)	小学校6年生 中学校3年生
6 医療費(注8)	随時 (医療券発行)	保護者負担額	全学年

◎令和8年度当初に納入いただいた日本スポーツ振興センター災害共済掛金も返金します。

注5) 就学援助費の補助対象となっている費目などに滞納が生じている場合は、援助費を滞納が生じている費用に充当いたします。

注6) 要保護世帯に対しては上記の援助費のうち4・6の援助費のみ、大阪府立中学校在籍者に対しては、1・2・4・5の援助費のみの支給となります。

注7) ①校外活動費(宿泊を伴うもの)及び②卒業アルバム代に係る**支給上限額は、次のとおり**となります。

①: 小学校 3,690円、中学校 6,210円

②: 小学校 11,000円、中学校 8,800円

注8) 医療費の支給対象となる疾病は、学校保健安全法施行令第8条に定める次に掲げる疾病に限ります。  
 トラコーマ・結膜炎(アレルギー性除く)、白癬(はくせん)・疥癬(かいせん)・膿痂疹(のうかしん)、  
 中耳炎、慢性副鼻腔炎(アレルギー性除く)、アデノイド、う歯(虫歯)、寄生虫病(虫卵保有を含む)